南光ひまわり畑でのドローン撮影について

・佐用町南光ひまわり畑付近では、無人航空機（ドローン）、トイドローン、ラジコンなどの飛行は原則として禁止する。

・南光ひまわり畑の周知、宣伝などの広報を目的とした撮影については、佐用町南光ひまわり祭り実行委員会（事務局：佐用町役場商工観光課）にその旨ならびに飛行計画を添付して申請し、許可を得るものとする。

・単にSNS等で発信することを目的とした撮影は上記に含まない。

・申請者は管轄航空局が発行する「無人航空機の飛行に係る承認書」を所有するものに限る。一括して法人が代理で申請してもよい。

・飛行許可は承認書の範囲内に限る。

・使用する無人航空機は承認書に記載された機種のみとする。

・承認を受けた者は、当委員会が発行する許可証（腕章）を着用するものとする。

・その他、航空法ならびに国土交通省航空局からのガイドライン等を遵守し、必要な安全対策を講じた上で、飛行の安全に万全を期することとする。

・許可なく飛行しているドローンなどに対しては、飛行の中止を求める場合がある。

・万一無人航空機による事故が発生した場合、佐用町南光ひまわり祭り実行委員会は一切の責を負わない。

令和２年６月

佐用町南光ひまわり祭り実行委員会